

## 新しい津波ハザードマップを配布します

津波ハザードマップは、津波により浸水する範囲およびその水深を表示したものです。

この度、徳島県が公表した南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波が発生した場合の津波浸水想定をもとに、新規指定を行った津波避難場所の追記や南海トラフ地震臨時情報に関する内容を掲載するなどの更新を行いました。

新たな津波ハザードマップは8月末日までに市内の全世帯・全事業所へ順次配布します。日頃から津波災害のおそれのある場所などを確認し、最寄りの津波避難場所や避難経路、また連絡方法などを事前にご家族で話し合うなどして、いざというときの備えとしてご活用ください。

### 水深の表示を「基準水位」に変更しています

「基準水位」とは、津波浸水想定の高水深に、津波が建物等に衝突した際のせき上げ高を加えた水位です。基準水位としたことで、以前にお配りした津波ハザードマップと浸水する深さが変わっている地域がありますので、ご自宅周辺の状況を今一度ご確認ください。

【お問い合わせ先】 市震災対策課（市役所4階） ☎ 32・2227 / FAX 32・3522  
Mail:shinsaitaisaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

### 防災ハザードマップWEB版について

「防災ハザードマップWEB版」では、ご自宅や知りたい土地の基準水位がピンポイントで確認できますので、ぜひご活用ください。

※下記URLまたはQRコードからアクセス  
できます。

<https://www.city.komatsushima.lg.jp/hazardmap/>



## 固定資産税に関するお知らせ



### 新築や増築された方へ

### 家屋調査にご協力ください

家屋を新築または増築した場合、固定資産税の課税根拠となる評価額を算出するため、家屋の調査が必要となります。

調査については、市税務課職員が事前連絡のうえ、ご都合の良い日時に訪問する予定ですが、都合上、事前連絡なしに訪問する場合があります。

家屋調査にご理解とご協力をお願いします。  
※入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日時を相談のうえ、訪問します。

#### 【家屋調査の内容】

間取りや仕上げ材料などを確認するため、各部屋を調査します。図面などを借用することもあります。

また、すでに家屋課税台帳に登載の建物についても、登載事項の変更がないか現況調査を行います。

#### 【調査にかかる時間】

家屋調査にかかる時間は、家屋の規模にもよりますが、一般的な住宅であれば1棟あたり1時間程度で調査が終了します。

#### 【家屋を取り壊した時】

固定資産税は、1月1日現在の家屋所有者に課税されますので、家屋を取り壊した年の翌年度からは課税（家屋のみ）されません。

市税務課では市内の家屋の状況把握に努めていますが、取り壊しのご連絡がない場合、翌年度以降も引き続き課税されることがあります。お手数ですが、年内に市税務課固定資産税担当まで取り壊しの届出を提出してください。

また、登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記もお願いします。

### 新築や増築に伴い土地の用途を変更された方へ

住宅用地として使用するようになったなど、土地の利用形態を変更された場合には、土地の固定資産税額が変更になることがあります。

土地の用途を変更された方は、市税務課固定資産税担当までご連絡ください。

#### 【用途変更の例】

◎新築・増築に伴い、住宅用地を新たに取得 ◎住宅用地の変更（隣接地の買い足しなど）◎住宅用地以外の土地を住宅用地に変更（土地・家屋の用途変更など）◎住宅用地の全部または一部を別用途に変更（店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど）

#### 【農地をお持ちの方へ】

新築・増築するために、農地を農地以外の用途に使用した場合や、農地法に基づいて農地の転用（許可・届出）をした場合などは、翌年度から宅地並評価となる場合があります。



【お問い合わせ先】 市税務課 固定資産税担当（市役所1階） ☎ 32・2115 / FAX 33・3401  
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp